

2020年10月22日

株 主 各 位

石川県金沢市佐奇森町ル6番地

福島印刷株式会社

代表取締役会長 福 島 理 夫

第68回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第68回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルスにおける感染拡大の防止対策として、以下の対応を取らせて頂く予定であります。株主の皆様におかれましてはご理解とご協力をお願い申し上げます。

1. ご出席にあたっては、検温などにより、ご自身の体調をお確かめいただき、慎重にご来場の判断を賜りますようお願いいたします。その上でご出席頂ける場合には、マスクの着用をお願いいたします。
2. 会場受付時に、検温などによる体調確認、ならびに手指のアルコール消毒を実施いたします。
3. 会場は換気を行い、また席と席との間隔を十分に確保いたします。
4. 本総会に出席する当社取締役及び運営スタッフは、マスク着用にて対応させていただきます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年11月11日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2020年11月12日(木曜日)午前10時 |
| 2. 場 所 | 石川県金沢市佐奇森町ル6番地 本社(第二工場棟)3階ホール |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 第68期(2019年8月21日から2020年8月20日まで)
事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.fuku.co.jp/>)に掲載させていただきます。

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢や所得環境の緩やかな改善傾向が続き、景気は回復基調で推移してまいりました。しかし、米中貿易摩擦などにより海外経済に影響が出てくるなど、依然として先行き不透明な状況が続いていることに加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い国内外の経済活動が急速に悪化していることなどから、先行きはより一層不透明感が深まる状況となりました。

印刷業界におきましては、依然としてWeb化等による印刷需要の減少が続くなか、競争激化による受注価格下落の影響が顕在化するなど、引き続き厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社は引続き最新鋭の印刷機等設備導入により生産体制の強化を図るとともに、今後の市場の変化に対応すべくDP(データプリント)サービスの製品開発やサービスの充実、販売マネジメントの強化による創注や原価構造改善に積極的に取り組んでまいりましたが、年度末にかけ新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上高は計画を下回りました。

この結果、当事業年度の売上高は前事業年度を49百万円(0.6%)下回る77億30百万円となりました。また、利益面においては、営業利益が2億8百万円(前事業年度比46.6%減)、経常利益が2億17百万円(前事業年度比45.7%減)、当期純利益が1億39百万円(前事業年度比47.6%減)となりました。

品目別売上高の概況は次のとおりであります。

【BF複合サービス】

ビジネスフォーム関連は、Web化に伴うペーパーレス化が進み、市場全体での需要量の減少傾向が続いていることから、売上高は前事業年度を1億36百万円(12.4%)下回る9億61百万円となりました。

【企画商印サービス】

商業印刷分野は、主要DPサービスとの相乗効果が見込めない頁・文字物印刷からの撤退影響もあり、売上高は前事業年度を1億47百万円(39.2%)下回る2億29百万円となりました。

【IPDPサービス】

通知物関連では、コロナ禍におきましても必要となる通知物が堅調に推移し、売上高は前事業年度を3億7百万円(15.2%)上回る23億23百万円となりました。

【DMDPサービス】

販促分野では、デジタル印刷技術を駆使した次世代の紙メディアの価値創出に注力したものの、コロナ禍の影響によるイベント中止などDM案件の減少により、売上高は前事業年度を72百万円(1.7%)下回る42億16百万円となりました。

製品別売上高につきましては、以下のとおりであります。

品目別	期別	第 67 期		第 68 期	
		金 額	構成比	金 額	構成比
B F 複 合 サ ー ビ ス		1,098 百万円	14.1%	961 百万円	12.4%
企 画 商 印 サ ー ビ ス		377	4.9	229	3.0
I P D P サ ー ビ ス		2,016	25.9	2,323	30.1
D M D P サ ー ビ ス		4,288	55.1	4,216	54.5
合 計		7,779	100.0	7,730	100.0

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度における設備投資の総額は、7億63百万円であります。

機械装置の新設並びに更新設備が主な内容であり、これらの設備投資につきましては、自己資金及びリース契約をもって充当しております。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は景気の回復基調が続きましたが、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により国内外の経済環境が急速に悪化するなど、景気の先行きには予断を許さない状況が続いております。

印刷業界におきましても、従来からのWeb化等による印刷需要の減少傾向に加えコロナ禍の影響もあり、価格競争の激化や原材料の値上げも懸念されるなど、引き続き取り巻く環境は厳しいものと予想されます。

一方で新型コロナウイルス感染症によりライフスタイルや社会情勢の変化が予想され、新たなサービスへの市場の期待も高まってくるものと予想されます。

このような状況を踏まえ、当社としては、引き続き最新鋭の印刷機等設備導入により生産体制の強化を図るとともに、「さいたまサテライト」の有効活用や、独自技術によるDP(データプリント)を中心としたサービスを強化し、さらなる差別化を推進してまいります。当社サービスの充実・拡大のための技術開発とその市場創造に注力し、顧客のBPO(ビジネスプロセスアウトソーシング)ニーズのさらなる取り込みを目指します。また、受注のベースとなる品質保証と情報セキュリティ体制についても、より一層の強化を図っていきます。

営業部門では引き続き大都市圏での販売力強化とともに、強力な商品サービスの創造、販売マネジメントと顧客管理技術の高度化に取り組みます。

設計部門では、生産前部門の生産性向上を図ると同時に、より一層のコストダウンと顧客サービス向上のための情報設計力、運用力強化の取り組みを継続いたします。

さらに、人材育成が重要課題の一つであるとの認識に基づき、メーリングサービスの拡大に不可欠なIT系知識を蓄えるための資格取得支援制度を全社展開するなど、市場の要求に応える人材の育成に努めてまいります。

また、この度の世界的な新型コロナウイルス感染症拡大を受け、代表取締役社長を事務局長とする「緊急処置事務局」を設置し対策を講じてまいりました。引き続き事業継続に最善を尽くしてまいります。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 6 5 期 (2016年8月21日から 2017年8月20日まで)	第 6 6 期 (2017年8月21日から 2018年8月20日まで)	第 6 7 期 (2018年8月21日から 2019年8月20日まで)	第 6 8 期 (2019年8月21日から 2020年8月20日まで)
売 上 高(百万円)	6,888	7,159	7,779	7,730
経常利益(百万円)	416	324	400	217
当期純利益(百万円)	298	215	266	139
1株当たり当期純利益(円)	49.68	35.88	44.42	23.26
総 資 産(百万円)	7,189	6,872	7,127	7,182
純 資 産(百万円)	4,486	4,627	4,790	4,872
1株当たり純資産(円)	747.79	771.23	798.54	812.05

(5) 主要な事業内容

当社は、従来からのビジネスフォームやカラー印刷等の商業印刷で培った印刷技術をベースに、各種データを組み込んだ販促関連製品や事務通信製品の製造・販売を行っております。

得意先と直接取引を行い、得意先仕様に基づき、印刷物等を製造する典型的な受注生産の形態をとっておりますが、需要の掘り起こしを図るため、企画提案型の営業活動を幅広く推進しております。

なお、当社は、印刷事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、品目別の主な製品の内容は次のとおりであります。

品 目 別	主な製品の内容
B F 複 合 サ ー ビ ス	コンピュータ用帳票、一般帳票、シール・ラベル
企 画 商 印 サ ー ビ ス	広告宣伝用印刷、ディスクロージャー関連印刷、マニュアル印刷
I P D P サ ー ビ ス	請求書等発行処理受託、各種行政サービス印字処理、 各種通知案内印字処理受託
D M D P サ ー ビ ス	DM(ダイレクトメール)、DM処理受託、 データベースオンデマンド印刷

(6) 主要な営業所及び工場

本社及び工場	金沢市佐奇森町ル6番地
東京営業部	東京都千代田区鍛冶町1丁目5番7号 江原ビル9F
富山営業所	富山市上袋708番地1
福井営業所	福井市和田東2丁目1718番地
西日本営業部	大阪市淀川区宮原5丁目1番28号 新大阪八千代ビル別館8F
さいたまサテライト	さいたま市桜区町谷1丁目4番1号 株式会社廣済堂さいたま工場内

(7) 従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
450名	17名増	42.2歳	16.0年

(8) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 北 國 銀 行	250百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 24,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 6,000,000株(自己株式366株を含む)
 (3) 株主数 1,961名
 (4) 大株主の状況

氏名又は名称	持株数(千株)	持株比率(%)
株 式 会 社 ア ジ リ ス ト	1,739	28.99
名古屋中小企業投資育成株式会社	473	7.89
北 国 総 合 リ ー ス 株 式 会 社	304	5.07
株 式 会 社 北 國 銀 行	280	4.67
福 島 印 刷 従 業 員 持 株 会	264	4.41
山 崎 久 子	120	2.00
三 菱 王 子 紙 販 売 株 式 会 社	110	1.83
株式会社ダイトクコーポレーション	100	1.67
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	60	1.00
三 菱 製 紙 株 式 会 社	50	0.83

(注) 持株比率は自己株式(366株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	福 島 理 夫	今村証券株式会社 社外取締役 倉庫精練株式会社 社外監査役
代表取締役社長	下 畠 学	
常 務 取 締 役	松 谷 裕	管理本部長
取 締 役	松 井 睦	生産本部長兼生産技術部長
取 締 役	堺 嘉 弘	営業本部長兼本社営業部長 兼営業推進部長兼販売プロデューサー室長
常 勤 監 査 役	平 野 信 昭	
監 査 役	中 村 俊 介	株式会社東振精機代表取締役社長
監 査 役	竹 村 裕 樹	学校法人金沢学院大学特任教授

- (注) 1. 2019年11月14日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって、監査役岩木弘勝氏及び山崎修二氏が退任され、新たに中村俊介氏及び竹村裕樹氏が監査役に選任され、就任いたしました。
 2. 監査役中村俊介氏及び竹村裕樹氏は社外監査役であります。
 3. 監査役中村俊介氏は金融機関での経験に加え、経営者としての広範な経験と会計・財務に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 監査役竹村裕樹氏は、長年の行政経験や教育者として培った広範な知識・見識を有しております。
 5. 当社は名古屋証券取引所に対して、監査役中村俊介氏及び竹村裕樹氏を独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	5 名	63,800千円
監 査 役 (うち社外監査役)	5 名 (4 名)	10,500千円 (2,100千円)
合 計	10名	74,300千円

(注) 上記のほか、使用人兼務取締役(2名)に対する使用人給与として24,444千円を支給しております。
なお、支給額には役員賞与引当金11,000千円が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

- ①重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監査役	中 村 俊 介	当事業年度の取締役会13回のうち12回出席し、また監査役会4回全てに出席し、金融機関での経験に加え、経営者として企業財務及び経営全般に対する豊富な知見から適切な助言・提言を行っております。
監査役	竹 村 裕 樹	当事業年度の取締役会13回全てに出席し、また監査役会4回全てに出席し、行政経験や教育者としての広範な知識・見識に基づき客観的見地から適切な助言・提言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額 20,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないことから合計額を記載しています。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、監査の職務執行状況や報酬見積の算定根拠などを検討し、適切と判断したため、その報酬額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において決議した会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備し運用しております。また、当期の内部統制システムの整備・運用状況について評価を行い、本基本方針に基づき内部統制システムが適切に整備され運用されていることを確認いたしました。

当社は、本基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要に応じ改善措置を講じるほか、本基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不
断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めております。

(1) 業務執行に関する体制

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、取締役社長が繰り返しその精神を従業員等に伝え、その実現にリーダーシップを発揮します。さらに、監査役設置会社とし、取締役会の監督機能と監査役の監査機能を通じて、取締役の業務執行の適法性を確保いたします。取締役会は、法令、定款および「取締役会規程」に従ってこれを運営し、取締役は取締役会の決議に基づいて職務を執行することにより、適法性を確保します。また、監査役は、法令、定款および「監査役監査規程」に基づき監査を行うものとします。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る文書・記録については、「情報セキュリティ規程」に基づき、当該情報の主管部門が適切に保存・管理します。取締役および監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができるものとします。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務遂行に係るリスクについて「事業執行統括規程」に基づき予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、事業執行委員会において半期および年次のマネジメントサイクルを運営します。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、ビジョンに基づき各年度の事業計画を決定します。この事業計画に基づき各部門において目標と予算を定め、担当取締役はその結果を取締役に毎月報告、討議します。担当取締役は、改善等を必要とする場合対策を講じるようにします。

⑤従業員等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社の内部統制システムを統括する、取締役及び監査役を中心としたコンプライアンス委員会にコンプライアンスに関する統括機能を持たせ、従業員等が法令定款その他の社内規則及び社会通念などを遵守した行動をとるための規範や行動基準としてのビジョンを定め、その周知徹底と遵守の推進を図ります。
- ・従業員等が、法令定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に違反する行為などが行われていることを知り得た場合に公益通報として通報できる体制、並びにその責任者が重要な案件について遅滞なく取締役会及び監査役に報告する体制を確立いたします。

⑥当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社が親会社及び子会社を持つ場合は、本基本方針の適用を前提とします。

(2) 監査に関する体制

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該従業員等に関する事項
監査役を補助する従業員等は、必要に応じて設置します。
- ②前号の従業員等の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助する従業員等は、取締役の指揮・監督を受けない専任の従業員等とし、監査役の指示のもと職務を遂行します。前項の使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査役の事前の同意を必要とします。
- ③取締役及び従業員等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・取締役および従業員等は、職務執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告しなければなりません。
 - ・取締役および従業員等は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査役に報告します。
 - ・監査役への報告者が不利な取扱いを受けないよう当社内部通報規程による〈通報者等の保護〉の対象とします。
- ④その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役社長は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとします。
 - ・取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議(事業執行委員会等)への監査役の出席を確保することとします。
 - ・監査役は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとします。
- ⑤監査役の職務について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行に関して当社に費用の前払等の請求をした際には、担当部署にて審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する安定的利益還元を経営の重要な政策の一つとして位置づけております。企業の体質強化及び事業展開に備えるための内部留保を図りつつ、業績に基づいた成果配分による剰余金の配当を行うことを基本方針にしております。

今後につきましても基本方針を維持しつつ、一層の株主価値向上を目指し、経営成績を考慮した配当政策を実施してまいります。

貸借対照表

(2020年8月20日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,547,886	流動負債	1,527,042
現金及び預金	969,145	買掛金	295,665
受取手形	34,848	短期借入金	320,000
電子記録債権	254,084	1年内返済予定の長期借入金	20,040
売掛金	929,158	リース債務	212,014
製成品	45,400	未払金	253,995
半成品	54,045	未払費用	279,962
仕掛品	139,800	未払法人税等	15,219
原材料	58,248	賞与引当金	92,359
貯蔵品	23,064	預り金	24,848
未収還付法人税等	3,104	役員賞与引当金	11,000
その他の金	37,426	その他の	1,937
貸倒引当金	△ 442		
固定資産	4,634,914	固定負債	783,745
有形固定資産	4,129,531	長期借入金	234,870
建物	1,228,256	リース債務	339,341
構築物	14,789	退職給付引当金	154,953
機械及び装置	1,304,479	長期未払金	40,685
車輛運搬具	2,912	資産除去債務	13,895
工具器具備品	109,859		
土地	965,106	負債合計	2,310,787
リース資産	494,009	(純資産の部)	
建設仮勘定	10,120	株主資本	4,819,931
		資本金	460,000
		資本剰余金	285,200
		資本準備金	285,200
無形固定資産	196,498	利益剰余金	4,074,844
ソフトウェア	127,245	利益準備金	96,200
リース資産	4,114	その他利益剰余金	3,978,644
建設仮勘定	60,720	固定資産圧縮積立金	200,999
その他の	4,417	別途積立金	2,505,000
		繰越利益剰余金	1,272,645
投資その他の資産	308,884	自己株式	△ 113
投資有価証券	149,230	評価・換算差額等	52,082
出資金	3,570	その他有価証券評価差額金	52,082
破産・更生債権等	1,460	純資産合計	4,872,013
繰延税金資産	120,412	負債及び純資産合計	7,182,800
その他の	35,671		
貸倒引当金	△ 1,460		
資産合計	7,182,800		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

〔 2019年 8月21日から
2020年 8月20日まで 〕

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,730,657
売 上 原 価		6,152,982
売 上 総 利 益		1,577,674
販売費及び一般管理費		1,369,119
営 業 利 益		208,554
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	2,586	
作 業 く ず 売 却 益	10,205	
そ の 他	7,702	20,493
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	11,545	
そ の 他	8	11,553
経 常 利 益		217,494
特 別 利 益		-
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	7,084	
投資有価証券評価損	391	7,475
税 引 前 当 期 純 利 益		210,019
法人税、住民税及び事業税	63,200	
法 人 税 等 調 整 額	7,266	70,466
当 期 純 利 益		139,553

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 2019年 8月21日から
2020年 8月20日まで 〕

(単位:千円)

	株主資本							
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	利益 準備金	その他利益剰余金				
				固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
2019年 8月21日残高	460,000	285,200	96,200	200,999	2,505,000	1,211,087	△ 113	4,758,373
事業年度中の変動額								
剰余金の配当						△ 77,995		△ 77,995
当期純利益						139,553		139,553
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								-
事業年度中の変動額合計						61,558		61,558
2020年 8月20日残高	460,000	285,200	96,200	200,999	2,505,000	1,272,645	△ 113	4,819,931

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
2019年 8月21日残高	32,586	32,586	4,790,959
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 77,995
当期純利益			139,553
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	19,495	19,495	19,495
事業年度中の変動額合計	19,495	19,495	81,053
2020年 8月20日残高	52,082	52,082	4,872,013

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの …… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)によっております。

時価のないもの …… 総平均法による原価法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

製品及び半製品 …… 移動平均法

仕掛品 …… 個別法

原材料 …… 移動平均法

貯蔵品 …… 最終仕入原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) …… 定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 …… 7年～50年

機械及び装置 …… 4年～10年

無形固定資産(リース資産を除く) …… 定額法を採用しております。

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えて、支給見込額基準により計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定方式基準によっております。

・過去勤務費用および数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用および数理計算上の差異は、発生事業年度に費用処理することとしております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税及び地方消費税の会計処理

税抜処理を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 10,508,505千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 6,000,000株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 366株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年9月27日取締役会	普通株式	41,997	7.00	2019年8月20日	2019年11月15日
2020年3月26日取締役会	普通株式	35,997	6.00	2020年2月20日	2020年4月22日

(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年9月30日開催の取締役会決議による普通株式の配当に関する事項

① 配当金の総額 35,997,804円

② 配当金の原資 利益剰余金

③ 1株当たり配当額 6円

④ 基準日 2020年8月20日

⑤ 効力発生日 2020年11月13日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	28,132 千円
未払事業税	4,287 千円
長期未払金	12,392 千円
減価償却費	110,530 千円
退職給付引当金	47,198 千円
その他	53,712 千円
繰延税金資産小計	256,249 千円
評価性引当額	△ 25,455 千円
繰延税金資産合計	230,794 千円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△ 88,042 千円
資産除去債務	△ 2,024 千円
其他有価証券評価差額金	△ 20,314 千円
繰延税金負債合計	△ 110,382 千円
繰延税金資産の純額	120,412 千円

6. 金融商品に関する注記

当事業年度(自 2019年8月21日 至 2020年8月20日)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、与信管理規程に従い、営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金は、1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、基本的にリスクの低い短期のものに限定しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年8月20日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2. 参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	969,145	969,145	－
(2) 受取手形	34,848	34,848	－
(3) 電子記録債権	254,084	254,084	－
(4) 売掛金	929,158	929,158	－
(5) 投資有価証券	148,229	148,229	－
資産計	2,335,467	2,335,467	－
(1) 買掛金	295,665	295,665	－
(2) 短期借入金	320,000	320,000	－
(3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	254,910	254,721	△ 188
(4) リース債務 (1年内返済予定のリース債務を含む)	551,355	549,936	△ 1,419
負債計	1,421,930	1,420,322	△ 1,608

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) リース債務(1年内返済予定のリース債務を含む)

リース債務については、元利金の合計額を、同様の新規リースを取り組んだ場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額(千円)
非 上 場 株 式	1,001

上記株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	968,171	－	－	－
受取手形	34,848	－	－	－
電子記録債権	254,084	－	－	－
売掛金	929,158	－	－	－
合 計	2,186,263	－	－	－

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 812円05銭

(2) 1株当たり当期純利益 23円26銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年10月8日

福島印刷株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
金沢事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池田 裕之 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 孝典 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、福島印刷株式会社の2019年8月21日から2020年8月20日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。))について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2019年8月21日から2020年8月20日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年10月9日

福島印刷株式会社 監査役会

常勤監査役	平野 信昭 ㊞
監査役	中村 俊介 ㊞
監査役	竹村 裕樹 ㊞

(注) 監査役中村俊介及び監査役竹村裕樹は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員(5名)が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	 ふく しま みち お 福島理夫 (1954年5月10日生)	1982年8月 田中印刷興業(株)(現 サンメッセ(株))退職 1982年9月 当社入社 1991年10月 取締役本社営業部長 1993年10月 常務取締役営業部長 1995年8月 常務取締役営業本部長 1997年11月 代表取締役社長 2013年8月 代表取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 今村証券株式会社社外取締役 倉庫精練株式会社社外監査役	—
〈取締役候補者とした理由〉 福島理夫氏は、1997年当社代表取締役社長に就任以来、経営者として経験・実績・見識を有し、その事業構想力と行動力は経営の求心力であり、当社の業績向上とコーポレートガバナンス強化に適任であり引き続き取締役候補者としての再任をお願いするものであります。			
2	 しも はた まなぶ 下 昂 学 (1955年8月11日生)	1976年4月 当社入社 1994年8月 取締役企画開発部長 1997年8月 取締役生産技術部長 1999年11月 専務取締役生産本部長 2002年8月 専務取締役営業本部長兼生産本部長 2005年11月 専務取締役生産本部長 2007年8月 専務取締役管理本部長兼生産本部長 2013年8月 代表取締役社長(現任)	32,000株
〈取締役候補者とした理由〉 下昂学氏は、2013年より当社代表取締役社長を務めており、その先見性と当社事業全般についての幅広い知見を有し当社の業態変革、成長戦略を牽引しております。当社の事業価値向上を図るため引き続き取締役候補者としての再任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	 まつ たに ゆたか 松 谷 裕 (1954年8月9日生)	1977年4月 株式会社北國銀行入行 2007年4月 同行監査部長兼検査室長 2008年8月 当社入社 2008年11月 常勤監査役 2010年11月 取締役経営企画部長 2016年8月 取締役管理本部長 2016年11月 常務取締役管理本部長(現任)	5,000株
〈取締役候補者としての理由〉 松谷裕氏は、金融機関、並びに当社監査役及び管理部門での経験と見識を有し、当社の管理部門全般を統括する管理本部長として重要な事業執行を適切に行っており、事業執行全般の遂行に適任であると判断し引き続き取締役としての再任をお願いするものであります。			
4	 まつ い むつ 松 井 陸 (1974年6月9日生)	1997年4月 当社入社 2012年8月 営業本部長代理兼営業推進部長 2013年8月 営業本部長兼本社営業部長兼営業推進部長 2016年8月 営業本部長兼本社営業部長 2016年11月 取締役営業本部長兼本社営業部長 2018年8月 取締役生産本部長 2020年8月 取締役生産本部長兼生産技術部長(現任)	3,300株
〈取締役候補者としての理由〉 松井陸氏は、営業部門での経験と知識により当社の営業スタイルの高度化を図り業容の拡大に貢献し、現在は生産本部長として生産体制の強化に取り組んでおり、今後の当社の持続的成長に適任であると判断し引き続き取締役としての再任をお願いするものであります。			
5	 さかい よし ひろ 堺 嘉 弘 (1968年11月22日生)	1992年4月 当社入社 2015年8月 営業推進部長 2016年8月 営業本部副本部長兼営業推進部長 2018年8月 営業本部長兼本社営業部長兼営業推進部長 2018年11月 取締役営業本部長兼本社営業部長兼営業推進部長 2020年8月 取締役営業本部長兼本社営業部長兼営業推進部長 兼販売プロデューサー室長(現任)	13,100株
〈取締役候補者としての理由〉 堺嘉弘氏は、商品設計企画から品質保証、財務部門など広範な職務経験から事業全般に対する理解力を有し、現在は営業本部長として営業活動の深化を図っており、今後の当社の持続的成長に適任であると判断し引き続き取締役としての再任をお願いするものであります。			

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって平野信昭氏が任期満了となります。つきましては監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名(生年月日)	略歴及び当社における地位(重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
 ひらのぶあき 平野信昭 (1959年4月15日生)	1982年10月 当社入社 2013年8月 西日本営業部長 2014年8月 西日本営業部長兼運用管理課長 2018年8月 営業本部営業推進部付 2018年11月 常勤監査役(現任)	12,700株

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

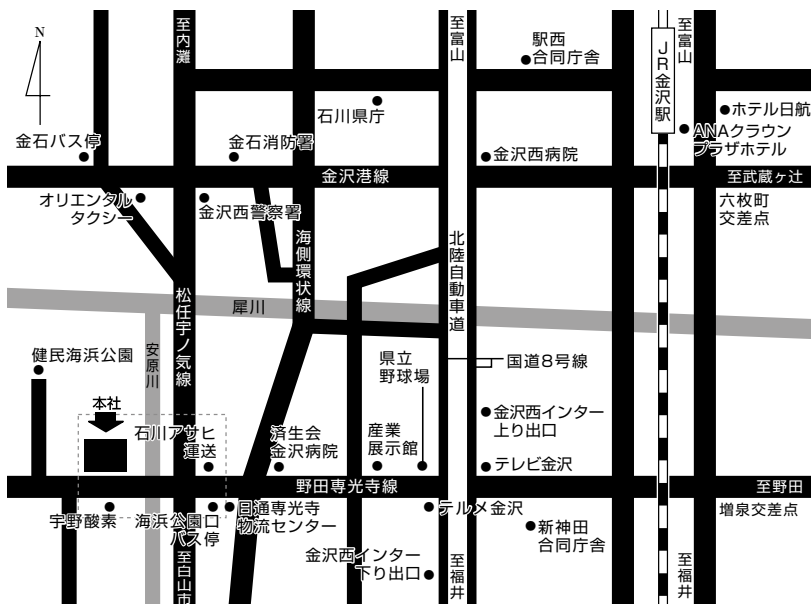
以 上

MEMO

MEMO

第68回定時株主総会会場ご案内略図

会場 石川県金沢市佐奇森町ル6番地
 本社(第二工場棟)3階 ホール
 TEL(076) 267-5111



《交通のご案内》

金沢駅より

バス

■下安原行き
 海浜公園口バス停下車…徒歩5分

車

■金沢駅西口より15分

金沢西インターより

車で5分

付近拡大図

